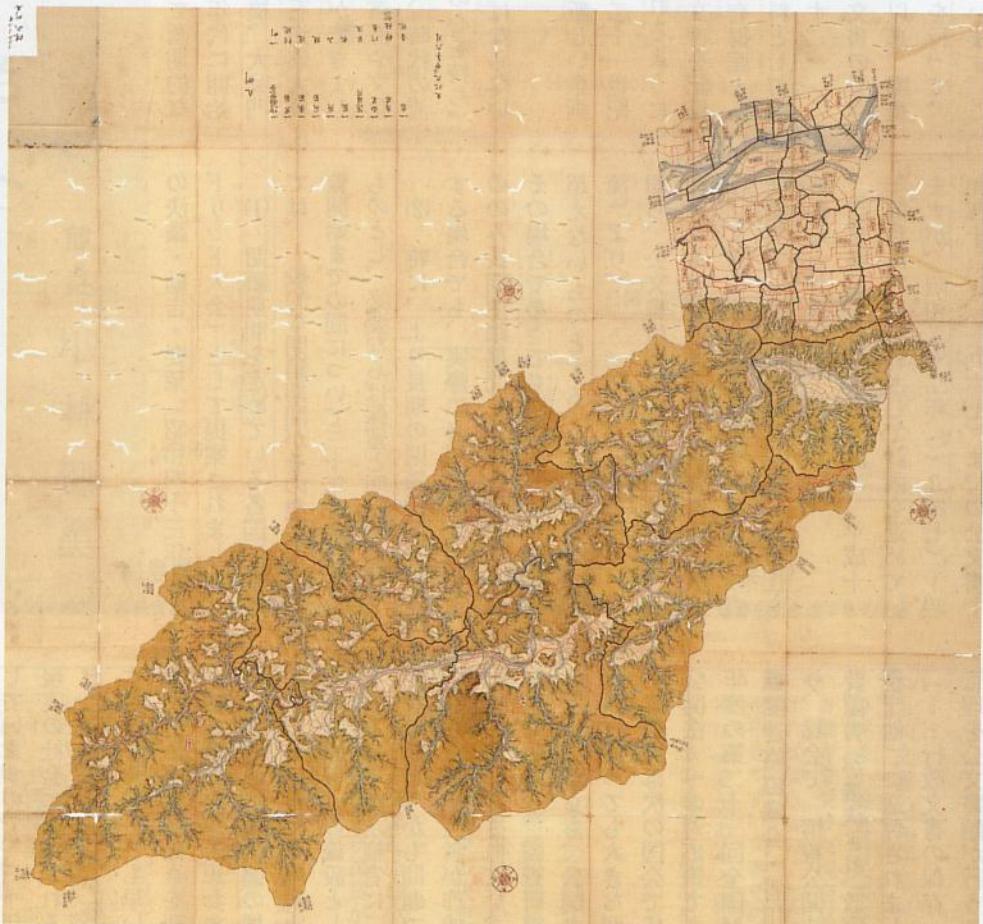


# 文書館だより

第12号

徳島県立文書館



「名西郡分間図」（文化9年） 146×144センチメートル 個人蔵

## 目 次

館長あいさつ	.....
古文書の世界	.....
市町村に残る近代公文書	.....
全史料協沖縄大会参加記	.....
史料紹介「阿波国二開拓使出張所招致ノ建言」	.....
公文書係からのお願い	.....
文書館のあゆみ・お知らせ	.....

**第17回企画展  
「阿波國文庫と淡路國文庫」**

平成10年10月27日～平成11年1月31日

現在は四散してしまった「阿波國文庫」「淡路國文庫」。蜂須賀家所蔵の貴重な書籍類の姿を、残された資料で紹介します。

**第17回資料紹介展  
「徳島県人の北海道移住」**

平成11年2月2日～4月25日

北海道の開拓に徳島県人の果たした役割は大きいものがあります。徳島と北海道の交流や深い関わりを紹介します。

**第18回企画展  
「和田津新田の成り立ち  
—栗本家文書より—」**

平成11年4月27日～8月1日

小松島市の和田津新田は、江戸時代栗本家を中心として開かれました。開発の様子を絵図を中心に紹介します。

**第19回企画展  
「阿波の絵図 パート3」**

平成11年8月3日～10月31日

江戸時代の古地図はカラフルで美しい絵のようです。文化・文政期に藩内の村々で作られた分間絵図を中心ご紹介します。

**第18回資料紹介展  
「徳島の統計資料」**

平成11年11月2日～平成12年1月30日

統計は、現在と過去の姿をありのままの姿を知るために基礎資料です。徳島を対象にした統計書から紹介します。

**第19回資料紹介展  
「麻名用水の歴史」**

平成12年2月1日～4月23日

県内最大級の農業用水・麻名用水は、明治の末、藍からの稻作への転換をはかるため建設されました。残された資料により徳島の近代史の一側面を紹介します。



# ごあいさつ

館長 小林勝美

平成十年は徳島県民にとって画期的な年になっています。昭和三十年代に開始された鳴門架橋建設が小鳴門橋、大鳴門橋建設を経て、本年四月の明石海峡大橋の完成で、夢を実現することができます。この近畿圏との直結は経済面や文化面にも大きな変化をもたらし、時代の流れの速さを感じつつも、進取の心を持ち、何ごとも見聞を広めなければならない世の中になっています。

このような時期に文書館も新しい企画立案し、内容を深め、目を二十一世紀に向けた意識改革が求められるようになっています。その一つが公文書を記録遺産として生かし、国民の共有財産として位置づけ、歴史的文化的資料として保存と活用を図ることであります。

文書館活動の責務である公文書の公開であります。当館では開館以来、廃棄された公文書を収集し、整理を行って、一万冊を越える冊数となっています。この公文書の完結後三十年を経過したものと、一般的の閲覧に供するために準備を進めますが、公開にあたって一・二点の問題点を記してみます。

文書館の公文書公開には「三十年原則」という不文律がありますが、一般の人々にはあまり馴染みのない言葉であります。これは第六回国際文書館評議会大会

の決議・勧告・要望（昭和四十三年・マドリッド大会）として提案されました。  
 (1) 閉鎖期間を定めている各国においては、一般的な閉鎖期間がその発生から閲覧開始までの間にについて三十年を超えないものとし、必要ならば保留と明記する。  
 (2) 特に、より長期の閉鎖期間を設定する場合でも、実際の必要に見合ったもののみ長期閉鎖期間を課すべきであり、その場合であっても閉鎖期間は八十年を超えないものとする。（情報公開の潮流）

即ち、公文書は三十年間で熟成されて公開されるべきであると解釈され、熟成とは、文書を作る側と文書を見る側との責任期間で、世代交替とも一致し、責任も終わると理解されています。

当文書館での公文書公開は、平成十一年四月に開始をめざして計画を進めていますが、昭和二十二年（一九四七）～昭和四十二年（一九六七）までの公文書であります。あり、現在、一点一点の件名目録を作成しています。このことは文書館の悲願であります。実現すれば、ようやく文書館の全ての機能が完成することになります。

また、公開には内規の規程で対応をしますが、プライバシー等の保護規程がないので、新しく作成し、個人情報等が人権侵害にならないように配慮しています。

ただ、当館は廃棄された公文書を収集し、歴史的文化的価値ある文書を選別・保存していますので、三十年原則に関して、現実の社会に適用されるべき拘束力があるのではないかが疑問視されています。むしろ、一日も早い公開こそが、社会情勢や県政の動きを研究するのに役立つのではないかと思われています。その他、最近の情報公開の風潮は憲法に保障されている「知る権利」とか、文書館は「公開原則」の施設として開館されています。請求権者に三十年原則が理解されるかどうかかも問題であります。一方では、行政担当者が作成当時、公開を前提として作成されていないことにも大きな問題であります。

二点目は次の国会で成立予定の「情報公開法」への対応策であります。平成九年度の第二十三回全国歴史資料保存利用機関連絡協議会・香川大会で議題になり、総会で「情報公開法の制定に関する要望書」が議決され、政府の関係機関（総務省他）に送付されました。その内容は「……行政文書の保存・利用及び選別・管理を公文書館が行うこと……安易に廃棄することなく、国民の記録遺産として保存・活用すること……」等を要望いたしました。この要望の趣旨を、当文書館の現状と対比させてみると、徳島県文書規程（訓令）第七十一条第二項「廃棄の決定した時は、速やかに廃棄決定文書目録を作成し、文書館長に送付しなければならない。ただし、保存期間が一年の文

書については、この限りでない」と規程されています。つまり、この一年限りの公文書の中にも、県政上重要で歴史的文化的価値ある文書が多くあり、文書館との連携がもたれないまま廃棄されてしまうのではないかと危惧している文書館側が、全史料協の全国大会で決議をし、全員総意として要望したのです。もう少し言えば、情報公開法の成立で、見せたくなった文書は一年限りで、徹底して廃棄されてしまうのではないかだろうかと言う疑惑からであります。（情報公開法が結果として、情報公開の阻害することとならなければなりません。（情報公開法が結果として、情報公開の阻害することとならなければなりません）

一方、国的情報公開法の成立は、各県の情報公開条例の改正や前述の文書規程の見直し等が当然行われると思いますので、文書館側も要綱・規程・要領等の全てを見直さなければなりません。この時、一年廃棄の公文書については、目録を文書館長に送付すべき義務を制度化し、選別・管理の権限を条例化すべきであります。

私達文書館に勤務している者は、公文書は将来、国民共有の記録遺産として活用され、歴史研究や社会構造を調査する基礎的資料となると認識しています。そのため、一人ひとりが専門のアーキビストとして、公文書の収集・選別・活用を考慮して、しっかりと足元を固めて行動をしています。そして、文書館の日々の活動が、今日の生活をより豊かなものとして享有され、明日の社会発展の基礎的立案の献策につながるものと信じて努力をしています。

となりました。(詳細は、一九九六年阿波学会・徳島県立図書館『阿波学会研究紀要』四二号北島町参照。)

今後もこれらの資料が貴重な歴史的財産として守られて行くことが望まれます。

### 神山町

神山町は徳島市の西隣、吉野川の支流鮎喰川沿いに広がる山間の町です。「神領村史」(神領は神山町にある字名、役場等はここにある)が作られたとき、立て替えられた旧小学校の古い建物が「神山町郷土館」として残されました。町に残ってきた検地帳・棟付帳を始め、民俗資料なども豊富に残されている中に、町役場の公文書が「議会」「教育」など十六の部門別に分けられ約五百五十箱残されています。それらは、ある時期(一九六五頃)に選別して残され昭和六十年頃から整理され目録も作成されたと聞いています。現在行われている神山町史編さん事業にどう生かされていくか期待したいところです。

### 公文書の保存と活用のために

これら公文書の多くは、決してよい状況で保存されているわけではありません。またいか簡単に廃棄されてしまう可能性は低くありません。単なるゴミ、キタナイ書類という見方を、市町村のさまざまな出来事を知ることのできる唯一の書類のみならず、日本の歴史を語る重要な文化財であるという見方に変えるためには、保存や整理管理に関するそれな

神山町郷土館の公文書



## 大会参加記

### 沖縄の「字誌」づくりと県立公文書館

文化推進員 日野善雄

先月の十一日から十三日の三日間、第二十四回全国歴史資料保存利用機関連絡協議会の全国大会が沖縄県那覇市で開催された。

連日、様々な分野にわたって研究会・分科会が開かれ、活発な発表、討議が続けられたが、多くの分科会の中で他の都道府県には、あまり見られない特徴的な「字誌」づくりについての研究発表及び、施設見学で訪れた沖縄県立公文書館の概要について感想を交えて紹介したい。

### 「字誌(あざし)」の編纂について

大会三日目の研究会において、名桜大学教授中村誠司氏から「沖縄の字誌づくりの歴史と現在」と題した研究発表があった。「字誌」というのは、自治会(字)の住民が地域の地誌・歴史・生活文化についてまとめたもので、本土復帰ごろに本格化し、既に刊行されたものが四〇二、現在編纂中のものが五〇か所以上という。

「字誌」の特性として、まず、地域住民によって編纂され、情報が共有されていることがあげられる。これは、太平洋戦争末期の沖縄戦などの影響によって文書記録が少なく、地域住民からの聞き書き調査を重視する編集方法が採用されたためでもあるが、また、明治以降の大勢の移民を送り出した体験、沖縄戦の体験などを後代に伝えようとする地域住民の要望が大きかったこととも見逃せない。

このような住民の積極参加や「字誌」作りのテキストの刊行などの補助によって、地域ごとに特徴のある「字誌」が編集され

ているのだが、郷土史家個人のライフルワーク的編集方式からより集団化した編集組織への脱皮や県立公文書館・図書館などとの連携、地域の戦後資料の積極的使用といったことが今後の課題のようだ。

### 沖縄県立公文書館について

沖縄県立公文書館は、那覇市の郊外、南風原町に位置し、琉球赤瓦葺きに床などに琉球石灰岩を使用するなど沖縄の伝統的建築様式を取り入れた鉄筋コンクリート造り地上四階地下一階の施設である。一階には、資料の修復と保存整理、マイクロフィルム撮影に必要な設備が完備されているほか、常設展示のフロアが設けられている。二階には、参考資料室に資料閲覧室を設け、他階には総面積3235平方メートルにおよぶ広大な書庫が設けられ、職員数六六人という施設と人員を有している。収蔵資料の内容は、アメリカ統治下の琉球政府文書約十四万八千簿冊のほか県政文書約一万五千点、中国清朝の琉球関係文書(複製)二百点を収蔵しているが、琉球王朝時代の古文書は六点にすぎない。つぎに、利用内容について見ると、最近のアメリカ軍の基地問題との関連から土地関係の文書の閲覧が多いようだ。その設備内容、人員配置の充実ぶりに驚かされた。これだけの施設ができたのは、太田前知事の強力な後押しがあつたためとも言われるが、「字誌」の編集が盛んな事実が示すように、沖縄県民の地域の歴史に対する愛着と思いが根底にある結果と思われる。最近の財政難から大幅な予算カットが行なわれたと聞くが、公文書館の持つ沖縄の歴史資料を公開し、県民と情報を共有するという基本的機能を十分に發揮するために、より一層の文書館活動の充実が期待される。

## 市町村に残る近代公文書

金原祐樹



文書館は、「徳島県の歴史的文化的価値のある公文書・古文書・行政資料を収集・保存し、広く一般の人々に利用していただくための機関」として設置されました。その内、公文書は狭い意味では公的行政機関が日々作り出している文書のことを指し、特に徳島県の作成した公文書を主に収集しています。しかし、残念ながら徳島県では、昭和二〇年の徳島市内の空襲で県庁の文書庫に火が入り、貴

重な多くの公文書が灰となってしまいました。

他県で古い公文書が多く残されているところでは、明治・大正期の地方制度（たとえば郡制度）を始めとしたさまざまなものも進められていますが、徳島ではおおもとになるべき明治・大正期の公文書が失われているために、なかなか困難なものになっています。

筆者はこれまで、徳島地方史研究会の会員として阿波学会が行っている各市町村ごとの総合学術調査に参加し、そのうち何度か各町村の所蔵している公文書を見せていただく機会を得ました。その中には明治・大正期の公文書が残り、県や郡との往復書簡や通達など、県や郡の歴史を少しでも埋めるための資料が少なからず残されていることを知りました。それらを概括して、今後も保存・利用につなげられるように考えてみたいと思います。

### 那賀川町

那賀川町は徳島市の南、那賀川の最下流北岸の町です。この町は明治二三年（一八九一）の郡市町村制施行以後ずっと南部が平島村、北部が今津村になっていました。昭和三年（一九五六）、町村合

併が盛んに行われた時期に両村は合併しました。その後昭和四二年（一九六七）現在の庁舎が建設されるまで、旧平島村役場と今津村役場の間を二年ずつ交代で移動していました。その間に、公文書も同じく移動をし、不要な公文書の多くは廃棄などの処分を受けたと考えられます。しかし、われわれが調査した時点では、町民センターという施設に明治一二年（一八九一）以前の連合戸長役場が置かれている頃の公文書が明治八年の公文書を始めに一一四冊、明治二十二年から四十五年までの間の公文書が、一四〇冊分残されていました。中には戸長会や連合記別役場に関する書類、郡会や県会の決議録、県参事会の決議録など県政上も貴重な公文書が含まれていることがわかったのです。さらに、町議会は明治十五年からの村議会に関わる議案・議事録・決議書を始めとする公文書をほとんど欠損なく保管していることがわかりました。（詳細は、一九九五年阿波学会・徳島県立図書館『阿波学会研究紀要・四号那賀川町』参照。）

この調査の後、那賀川町史編さん室の尽力で、役場の中にもさらに寛明治大正期の公文書が残されていることがわかりました。町史編纂が進む過程で、これらの公文書も整理され明らかになっていくことを思いますが、町史編纂後の保存に向けての措置がこれからの課題です。

那賀川町という町ができました。その後も、昭和四二年（一九六七）現在の庁舎が建設されるまで、旧平島村役場と今津村役場の間を二年ずつ交代で移動していました。その間に、公文書も同じく移動をし、不要な公文書の多くは廃棄などの処分を受けたと考えられます。しかし、われわれが調査した時点では、町民センターという施設に明治一二年（一八九一）以前の連合戸長役場が置かれている頃の公文書が明治八年の公文書を始めに一一四冊、明治二十二年から四十五年までの間の公文書が、一四〇冊分残されていました。中には戸長会や連合記別役場に関する書類、郡会や県会の決議録、県参事会の決議録など県政上も貴重な公文書が含まれていることがわかったのです。さらに、町議会は明治十五年からの村議会に関わる議案・議事録・決議書を始めとする公文書をほとんど欠損なく保管していることがわかりました。（詳細は、一九九五年阿波学会・徳島県立図書館『阿波学会研究紀要・四号那賀川町』参照。）

### 北島町

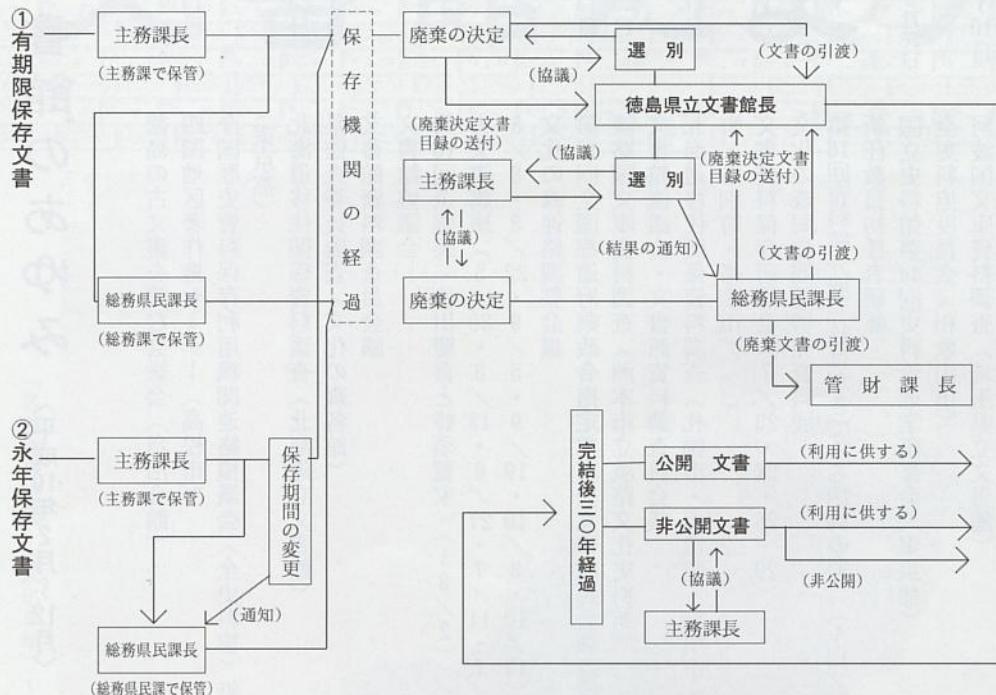
北島町は徳島市の北方、吉野川によつて作られた平野の中の町です。この町は明治二十二年の郡市町村制以後、ほとんど町域が変わらず現在に至っています。ここでも町議会事務局に多くの公文書が残されていることがわかり、調査に入りました。ここには明治二〇年（一八八九）の北島町の前身である、鯛浜外六ヶ村連合役場の村会決議録を始め、明治・大正

・昭和の会議録・決議書・議案などが残されていました。元の秩序や現状の保存などに留意しながらも、急激的に町議会事務局として手を入れて守っていく必要があるという判断から、市販の整理用ファイルボックスを利用して整理するこ



北島町における公文書の整理作業

# 公文書係からのお願い



公文書は行政上の観点から重要なだけでなく、歴史を後代に伝承する資料（歴史的公共財産、記録遺産）としても重要なものです。文書館では徳島県で作成され、保存期間の経過した公文書を評価・選別しながら収集しています。つきましては、次の通り「徳島県文書規程」に基づく保存期間完結後の公文書の流れ図（収集・利用）を図示しました。参考にしていただき今後とも文書館の公文書収集業務に対しても協力をよろしくお願い申し上げます。

副館長 石塚 弘三

## 徳島県文書規程（抜き）

昭和41年4月1日  
徳島県訓令第四一六号

求められた場合には、これに応じなければならない。

5 総務県民課長又は主務課長は、前項の協議の結果歴史的文化的価値を有するものとして選別された文書については、速やかに、文書館長に引き渡さなければならぬ。

## 第2章 本庁における文書の取扱

### 第4節 文書の整理、保管、保存及び廃棄

#### （文書の保存）

第38条 総務県民課長は、完結文書の引き継ぎを受けた場合は、書庫に保存しなければならない。ただし、紙質の劣化等を招きやすい文書その他その保存に関し特に必要があると認める文書については、他の適切な施設において保存することができる。

#### （保存文書の廃棄等）

第41条 総務県民課長は、保存期間の経過した保存文書については、主務課長に協議の上、廃棄の決定をしなければならない。

2 主務課長において保存する文書については、主務課長が廃棄の決定をしなければならない。

3 総務県民課長又は主務課長は、前2

項の規定により廃棄の決定をしたときは、速やかに、廃棄決定文書目録（様式第16号の2）を作成し、徳島県立文書館長（以下「文書館長」という。）に送付しなければならない。ただし、保存期間が1年の文書については、この限りでない。

4 主務課長は、前項の廃棄決定文書目録に基づき文書館長から歴史的文化的価値を有する文書の選別について協議を

6 総務県民課長は、第1項の規定により廃棄の決定をされた文書について、印影その他ので他に転用されるおそれがあるものなどについて十分留意の上、これを処分しなければならない。

7 管財課長は、廃棄の決定された文書の引継ぎを受けた場合には、印影その他ので他に転用されるおそれがあるものなどについて十分留意の上、これを処分しなければならない。

8 主務課長は、第2項の規定により廃棄の決定をされた文書については、第5項の規定により文書館長に引き渡すものを除き、前項の規定に準じて処分しなければならない。

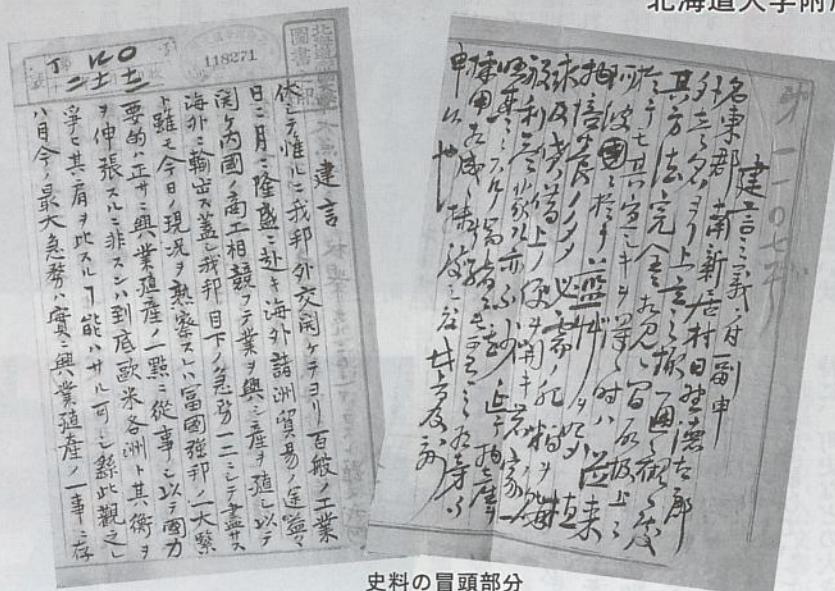
#### 附則（平成2年徳島県訓令第1号）

- 1 この訓令は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 徳島県歴史的文化的価値を有する文書等の収集及び保存に関する規定（昭和63年徳島県訓令第6号）は、廃止する。
- 3 なお、県の出先機関における公文書の保存及び廃棄の事務手続は、第67条と第71条において、本府の規定と同様に定められています。

史料紹介

# 「阿波国二开拓使出張所招致ノ建言」

北海道大学附属図書館北方資料室蔵



## 史料の冒頭部分

平成9年度から実施している「徳島県民の北海道移住調査事業」も、2年目を迎えて、北海道の現地調査も数回実施した。調査が進む中で北海道と徳島県民（県人）の関わりや交流の親密さは予想以上であり、徳島の近現代史を照らし出す新しい資料の発見も数多い。

乱と低迷の兆しのあらわれはじめた藍業の活性化のため開拓使の撫養出張所開設を願いでたのである。

明治初期に北海道開拓使の出張所である「物産会所」が徳島の撫養においていたことは意外と知られていない。物産会所は、はじめ東京・大阪・敦賀・兵庫におかれ、のち横浜・新潟・下関・那珂・撫養が追加され、明治5年には廃止されるが、撫養が北海道との交易の重要な地であったこと

ところで江戸時代から明治にかけて蝦夷地（北海道）と上方（大阪）の日本海側の交易を支えたものは「北前船」と呼ばれる帆船である。

(にしん) 粕という魚肥であった。特に阿波では特産物の藍作に肥料としての魚肥は不可欠であり、関東産の干鰯（ほしか）の衰退した江戸時代後期からは北海道産の鰈粕の重要性が増し、北前船による輸送が盛んとなつた。この意味において北前船の北海道からの終着点のひとつは徳島であつたのである。

この史料は、（阿波国二北海道開拓使招致ノ建言」として明治12年11月8日高知県（当時徳島県は高知県に所属していた）の志摩重三と日野徳太郎から高知県令北垣国道に提出されたものである。（北海道大学付属図書館所蔵文書）

乱と低迷の兆しのあらわれはじめた藍業の活性化のため開拓使の撫養出張所開設を願いでたのである。

この建白書には、「我等ノ敢テ希望スル所ハ、開拓使坂府出張所ノ前例ニ倣ヒ、亦我国阿波國開拓使厅ノ出張ヲ設ケ、前条陳述ノ趣意ニ基キ、管下産出ノ干鰯鮸等ヲ輸送シ現在購求シ能ハサルノ小民ヨリ相当ノ抵当品を差出サシメ、以テ其期限ヲ約定シテ之ヲ貸与スルノ途ヲ開キ、從来ノ積幣ヲ改正シ益々将来工業ヲ勧獎シテ国力ヲ増進シ富強ノ基礎ヲ確立セン事」とある。

つまり阿波における藍生産の大きな部分を占める鰯粕などの魚肥（葉藍生産の約30～40%）の高騰が葉藍生産者の経営を圧迫していることから、この低減をはかるため開拓使の出張所を設置し、魚肥の供給を官営であきない確保しようとするものであった。

「殖産興業・富國強兵」をスローガンとする明治政府は、未開地の開拓をはかるため北海道開拓使を置き産業振興策に重点を置いていた。

さきにみたように北前船に象徴されるように鮪粕の輸送によって北海道と交易の深かつた徳島の撫養には、開拓使が設置されたころから北海道物産会所がおかれ、藍商の三木与吉郎は「開拓使御用」に任命されていた。明治5年には理由は不詳であるが廃止されるが、この建白書は別の観点から開拓使出張所の再置を要望しているのである。

この要望の出張所招致は実現しなかったが、ここで問題となっている葉藍生産の魚肥価格の圧迫という課題は、一方で仁木竹吉や滝本五郎が魚肥生産地である北海道に乗りだし、現地での藍生産をはかるという積極的な発想による北海道進出事業に発展していくのである。

